

自動車運転代行業行政処分票

被 処 分 者	認 定 証 番 号	奈良県公安委員会 第 64-0212 号
	自 動 車 運 転 代 行 業 者 の 名 称 又 は 記 号	DAXI
	主たる営業所が所在する市町村	橿原市
処 分 年 月 日	令和6年10月2日	
処 分 内 容	指示	
処 分 理 由	随伴用自動車に係る代行運転自動車の運行に対する 損害賠償措置が講じられていなかったため。	
根 拠 法 令	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第12条及び第22条第2項	
処 分 を 行 っ た 都 道 府 県	奈良県	